

**取扱店募集！  
登録・換金手数料無料！**

**プレミアム付**

**はまだ飲食・宿泊応援チケット**

**販売総額 2,500万円**

**使用期間 令和2年7月8日(水)～令和3年1月7日(木)**

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している市内の飲食店、宿泊施設を応援するため、プレミアム付「はまだ飲食・宿泊応援チケット」を発行し、テイクアウトや飲食店、宿泊施設の利用促進を図ります。

今回発行するチケットは、すでに市内に流通している浜田商工会議所が発行する「浜田市共通商品券」とは別物です。

「浜田市共通商品券」の加盟店様につきましても、今回のチケット事業には別途取扱店登録を行っていただく必要があります。

**【問い合わせ先】**

浜田応援チケット実行委員会事務局

一般社団法人浜田市観光協会

TEL 0855-24-1085 FAX 0855-24-1081

## プレミアム付「はまだ飲食・宿泊応援チケット」取扱店募集要項

### 1 概要

#### (1) 販売総額

2,500 万円

※チケットは通しナンバーと偽造防止策を施します。

#### (2) チケットの販売額

① 1 冊 (500 円 × 12 枚) 6,000 円を 5,000 円で販売します。

② 1 度に購入できるのは 5 冊までとします。

#### (3) 使用期間

令和 2 年 7 月 8 日 (水) ~ 令和 3 年 1 月 7 日 (木)

※有効期限後のチケットの使用はできません。

#### (4) つり銭

つり銭はありません。

#### (5) チケットの取扱い

① このチケットは取扱店での飲食および宿泊に係る取引において使用できます。

② 次のものはチケットの使用対象になりません。

・有価証券、商品券、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

・たばこ

・現金 (電子マネー含む) との換金、金融機関への預け入れ

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号)

第 2 条に規定する営業 (同条第 1 項第 1 号から第 3 号を除く) に係る支払い

・特定の宗教・政治団体に関するものや公序良俗に反するもの

・チケットの交換や売買

・その他、本チケットの発行趣旨にそぐわないもの

③ チケットの額面以下の使用の場合、お釣りは支払いません。

④ 不足分は現金で受け取ってください。

⑤ 使用期間を過ぎたチケットは受け取らないでください。

⑥ チケットの盗難・紛失、滅失または偽造、模造に対して、発行者は責を負いません。

※チケットの盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

※上記の禁止行為、使用対象にならないものによるチケットの使用が発覚したときは、損害賠償、登録の取消、換金の拒否等の処分を行う場合があります。

## (6) チケットの販売場所

	所在地	電話番号
浜田市観光協会特産品販売所	浜田市浅井町 777-1 浜田駅 1F	0855-24-1085
浜田商工会議所	浜田市殿町 124-2	0855-22-3025
石央商工会 本所	浜田市金城町下来原 1409-2	0855-42-0070
〃 国府支所	浜田市国分町 2205-16	0855-28-0109
〃 旭支所	浜田市旭町今市 627-4	0855-45-0056
〃 三隅支所	浜田市三隅町向野田 3150	0855-32-0214
〃 弥栄支所	浜田市弥栄町木都賀イ 588	0855-48-2130

※上記以外にチケット取扱店でも販売します。(希望店舗のみ)

### 2 チケット取扱店の申込資格

申込資格は、浜田市内において主として飲食業又は宿泊業を営む事業所です。ただし、以下に規定する事業所は対象外とします。

- ・飲食店または宿泊施設として適切な営業許可を受けていないもの。
- ・飲食店のうち、飲食スペースを持たないもしくは固定施設ではないもの。
- ・学校給食、社員食堂等利用者を限定するもの。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業(同条第 1 項第 1 号から第 3 号を除く)を行うもの。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法第 77 号)第 2 条第 2 号に規定するもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- ・その他、本事業の目的に照らして、不相当と実行委員長が判断するもの。

### 3 申込方法

以下の書類をそろえて郵送又はファックス、メール等によりお申し込みください。

- ①プレミアム付「はまだ飲食・宿泊応援チケット」取扱店登録申請書および誓約書
- ②営業許可証のコピーまたは写真、もしくは所属団体の証明

※複数の店舗がある場合は、店舗ごとの申込みが必要です。

#### 【申込み先】

浜田応援チケット実行委員会事務局  
(一般社団法人浜田市観光協会内)  
〒697-0022 浜田市浅井町 777-1  
電話 0855-24-1085 FAX 0855-24-1081  
Mail info@kankou-hamada.org

※申込後、1 週間以内に受付完了のご連絡をいたします。

連絡がない場合は、恐縮ですが、上記電話番号までお問い合わせください。

#### 4 申込期限等

- (1)令和2年6月15日(月)までに申込手続きを完了した事業所は、観光協会ホームページなどで周知するとともに、チケット購入者に配布するしおりに掲載します。
- (2)令和2年6月16日(火)以降は、随時申込可能としますが、チケット購入者に配布するしおりに事業所名を掲載できない場合があります。(観光協会ホームページ等は随時更新します。)

#### 5 チケットの換金

換金手数料は無料です。

換金方法については、取扱店を対象とした説明会を開催します。

#### 6 取扱店向け説明会

下記の日程で取扱店向け説明会(1時間程度)を実施します。

説明会では広報物および換金に必要な書類等を配布いたしますので、原則参加していただきますようお願いいたします。

開催日	場所	時間
R2.6.23(火)	いわみーる (301 研修室)	10:00~11:00
		15:00~16:00
R2.6.25(木)	いわみーる (101 研修室)	10:00~11:00
		15:00~16:00
		19:00~20:00

#### 7 チケット取扱店の責務

取扱店は次に掲げる事項を遵守してください。

- ①実行委員会が配布するチケット取扱店ステッカー及びポスターを消費者にわかりやすく、見やすい場所に掲示してください。
- ②チケットが偽造されたものと判断できるなど、不正使用が明らかな場合は、チケットの受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局へ連絡してください。
- ③チケットの交換、譲渡はできません。
- ④チケットを、事業者間取引に伴う代金(商品仕入れ代金・諸経費)の支払いに使用することはできません。

#### 【応援チケットデザイン】

